

## 市民の方からの御意見と対応

<平成 24 年 9 月 5 日>

	御意見	対応
1	市民意見申出制度をもっと周知すべき	今年度から、ホームページでの周知に加え、政策評価結果をまとめた冊子に、市民意見申出制度として、御意見を受け付けていること、及び意見の受付先、ホームページアドレス等を新たに記載しました。
2	行政評価条例を職員にも周知すべき	職員研修において、行政評価条例とそれに基づく評価制度を周知するなど、引き続き、職員への周知に努めてまいります。